

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	海上保安分野における能力支援と国際協力―「自由で開かれたインド太平洋」に向けた取組―
他言語論題 Title in other language	Capacity Building and International Cooperation for Maritime Security: Initiatives for a Free and Open Indo-Pacific
著者 / 所属 Author(s)	山口 優人 (YAMAGUCHI Yuto) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 国土交通課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	903
刊行日 Issue Date	2026-3-20
ページ Pages	69-90
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	開発途上国等の海上法執行能力の強化や諸外国の海上保安機関との協力など、「自由で開かれたインド太平洋」構想の実現に向けた海上保安分野の取組について概説する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 海上保安分野における能力支援と国際協力

## —「自由で開かれたインド太平洋」に向けた取組—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
国土交通課 山口 優人

### 目 次

はじめに

#### I 「自由で開かれたインド太平洋」構想における海上保安分野の位置付け

- 1 海上法執行能力の強化
- 2 海上保安機関間の協力
- 3 両取組の関係

#### II 海上法執行能力の強化

- 1 背景
- 2 モバイルコーポレーションチームの派遣
- 3 海上保安政策プログラム
- 4 巡視船艇の供与
- 5 巡視船艇の供与事例

#### III 海上保安機関間の協力

- 1 背景
- 2 北太平洋海上保安フォーラム
- 3 アジア海上保安機関長官級会合
- 4 世界海上保安機関長官級会合

おわりに

キーワード：海上保安庁、「自由で開かれたインド太平洋」、海上法執行能力の強化、海上保安機関間の協力

## 要 旨

- ① 日本政府では現在、「自由で開かれたインド太平洋」(Free and Open Indo-Pacific: FOIP) 構想の実現に向けた取組が進められている。先駆的な取組として、開発途上国等に対する海上法執行能力強化に向けた支援や諸外国の海上保安機関との国際的な協力が挙げられる。
- ② 開発途上国等に対する海上法執行能力強化に向けた支援については、モバイルコーポレーションチーム (Mobile Cooperation Team: MCT) の派遣、海上保安政策プログラムの実施、巡視船艇の供与が行われている。MCTは、諸外国の海上保安機関に対して能力向上支援を行う海上保安庁の専従部門であり、令和6(2024)年度までに合計111回、23か国に派遣されている。海上保安政策プログラムは、海上保安分野の専門家を育成するための修士課程であり、令和6(2024)年入学の第10期生までで、日本を含む11か国78名の参加実績がある。巡視船艇は、海上保安に使用される船舶であり、海上保安能力が脆弱(ぜいじゃく)な開発途上国を対象に、政府開発援助(Official Development Assistance: ODA)などの枠組みを通じて供与されている。
- ③ 諸外国の海上保安機関との国際的な協力については、海上保安について協議する多国間の連携・協力の枠組みとして、北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合、世界海上保安機関長官級会合が開催されている。参加機関は、北太平洋海上保安フォーラムが北太平洋6か国(日本、カナダ、中国、韓国、ロシア、米国)の海上保安機関、アジア海上保安機関長官級会合がアジア諸国を中心とする22か国1地域の海上保安機関及び2の国際機関、世界海上保安機関長官級会合が世界117の国・地域の海上保安機関及び20の国際機関であり、いずれも海上保安庁が主導的な役割を担っている。
- ④ 非軍事に属する海上保安分野の取組は、国際社会で広く受け入れられてきた。一方で、国際情勢の変化により特定の国が国際会議に不参加となるなど、海上保安機関間の関係に安全保障上の対立構造が色濃く反映される場合も少なくない。気候変動に伴う自然災害の大規模化やグローバル化に伴う国際的な組織犯罪の増加など、海上保安分野が一層重要性を増す現在、海上保安庁が引き続き主導的な役割を担い、FOIP構想の実現に向けた国際的な取組を推進できるのか、今後の動向が注目される。

## はじめに

日本政府では現在、「自由で開かれたインド太平洋」<sup>(1)</sup>(Free and Open Indo-Pacific: FOIP) 構想の実現に向けた取組が進められている。令和 7 (2025) 10 月 24 日、高市早苗内閣総理大臣の所信表明演説においては、「自由で開かれたインド太平洋を、外交の柱として引き続き力強く推進」する決意が示され<sup>(2)</sup>、東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations: ASEAN) 関連首脳会議、ドナルド・トランプ (Donald J. Trump) 米国大統領の訪日、アジア太平洋経済協力 (Asia-Pacific Economic Cooperation: APEC) 首脳会議など、その後の外交日程においても、FOIP 構想の推進が掲げられた<sup>(3)</sup>。

FOIP 構想の実現に向けた取組の具体例として、海上保安分野における諸外国への支援や多国間での連携・協力が挙げられる。海上保安庁の基本方針の一つである「海上保安能力強化に関する方針」では、「強化すべき 6 つの能力」の一つとして、「戦略的な国内外の関係機関との連携・支援能力」が打ち出され、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、法とルールに基づく海洋秩序維持の重要性を各国海上保安機関との間で共有するとともに、外国海上保安機関等との連携・協力や諸外国への海上保安能力向上支援を一層推進する」方向性が示された<sup>(4)</sup>。

そこで本稿は、FOIP 構想の実現に向けた海上保安分野の取組について論じる。第 I 章では、FOIP 構想における海上保安分野の位置付けについて確認する。第 II 章では「海上法執行能力の強化」について、第 III 章では「海上保安機関間の協力」について、具体的な事例を取り上げて説明する。

## I 「自由で開かれたインド太平洋」構想における海上保安分野の位置付け

FOIP 構想では、①平和の原則と繁栄のルール、②インド太平洋流の課題対処、③多層的な連結性、④「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組という四つの柱が掲げられ<sup>(5)</sup>、

\*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 2 月 13 日である。

(1) 「自由で開かれたインド太平洋」という言葉は、安倍晋三内閣総理大臣 (当時) が平成 28 (2016) 年 8 月 27 日にアフリカ開発会議で行った基調演説が始まりである (「TICAD VI 開会に当たって・安倍晋三日本国総理大臣基調演説」2016.8.27. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af2/page4\\_002268.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af2/page4_002268.html)>)。当初は「戦略」として打ち出されたが、日米と中国の板挟みを懸念する ASEAN 諸国に配慮するため、「構想」として掲げられるようになったと指摘されている (中村長史「多義的な「インド太平洋」の功罪—政治学的観点から—」『海幹校戦略研究』9(2), 2019.12, p.26.)。

(2) 第 219 回国会衆議院会議録第 2 号 令和 7 年 10 月 24 日 p.4.

(3) 「APEC 首脳会議出席等についての内外記者会見」2025.11.1. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/104/statement/2025/1101naigai.html>>

(4) 「海上保安能力強化に関する方針」(令和 4 年 12 月 16 日海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定) pp.4-5. 海上保安庁ウェブサイト <[https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/top/221216\\_houshin.pdf](https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/top/221216_houshin.pdf)>

(5) 河野太郎外務大臣 (当時) が平成 30 (2018) 年 1 月 22 日に行った外交演説では、①航行の自由、法の支配等の普及・定着、②国際スタンダードにのっとった質の高いインフラ整備などによる連結性の向上等を通じた経済的繁栄の追求、③海上法執行能力の構築支援等による平和と安定の確保という三つの柱が打ち出された (「第 196 回国会における河野外務大臣の外交演説」2018.1.22. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp\\_a/page3\\_002351.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002351.html)>)。その後、岸田文雄内閣総理大臣 (当時) が令和 5 (2023) 年 3 月 20 日にインド世界問題評議会で行った演説では、三つの柱の内容が再構成され、現在の四つの柱に変更された (「岸田総理大臣のインド世界問題評議会 (ICWA) における総理政策スピーチ (令和 5 年 3 月 20 日)」2023.3.20, pp.4-8. 同 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100477738.pdf>>)。

これらに対応する取組として、51の事例が取り上げられている。そして、海上保安分野は、四つの柱のうち、主に④「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組に位置付けられている<sup>(6)</sup>。具体的な取組として、例えば「海上法執行能力の強化」<sup>(7)</sup>や「海上保安機関間の協力」<sup>(8)</sup>などが挙げられる。

## 1 海上法執行能力の強化

FOIP 構想における「海上法執行能力の強化」とは、海上法執行能力が脆弱（ぜいじゃく）な開発途上国等に対するハード・ソフト両面での支援を意味する。

その背景の一つとして、IUU 漁業の問題がある。IUU 漁業とは、違法（Illegal）漁業、無報告（Unreported）漁業、無規制（Unregulated）漁業の総称であり<sup>(9)</sup>、国際法上の不備や沿岸国の対処能力の脆弱性等により、世界各地で確認されている<sup>(10)</sup>。その弊害として、水産資源への悪影響、地元経済への打撃、海洋環境の破壊、海上安全保障への脅威等があり、乗組員等に対して人権侵害が行われた事例<sup>(11)</sup>も報告されている<sup>(12)</sup>。

取組事例としては、「巡視船・機材供与や海上輸送インフラの支援継続」（第Ⅱ章第4節及び第5節）、「人材育成やネットワーク構築強化、特に海上保安機関間の連携強化」（第Ⅱ章第2節及び第3節並びに第Ⅲ章）、「インド太平洋地域の海上法執行機関の行政官を対象としたIUU漁業対策に関する能力構築支援（専門家派遣・招聘（しょうへい）等）」（第Ⅱ章第2節）、「各国沿岸警備隊との共同訓練、海上保安政策プログラムなど日本における各国沿岸警備隊構成員の人材育成」（第Ⅱ章第2節及び第3節並びに第Ⅲ章第1節及び第2節）などが挙げられている<sup>(13)</sup>。

## 2 海上保安機関間の協力

FOIP 構想における「海上保安機関間の協力」とは、先進国も含む諸外国の海上保安機関との国際的な関係構築を意味する。「海上保安機関間の協力」は、海難救助や環境保全なども含み、

(6) 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」2024.7.9. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3\\_003666.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003666.html)>

(7) 「取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組 事例②：ハード・ソフト両面での海上法執行能力の強化」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100477433.pdf>>

(8) 「取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組 事例③：海上保安機関間の協力」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100477434.pdf>>

(9) 例えば、無許可操業、無報告又は虚偽報告された操業、無国籍の漁船、地域漁業管理機関非加盟国の漁船による違反操業などをいう（外務省経済局漁業室「違法・無報告・無規制（IUU）漁業の現状と対策」2025.11. <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000519875.pdf>>）。

(10) 秘密裏に行われるという性質上、その実態を正確に把握することは難しいが、頻繁に引用される研究では、世界全体における違法漁業及び無報告漁業の損失総額は、年間100億～235億ドル、漁獲量で1100万～2600万トン分に上ると推定されている（David J. Agnew et al., “Estimating the Worldwide Extent of Illegal Fishing,” *PLOS ONE*, vol.4 no.2, 2009.2.25. <<https://journals.plos.org/plosone/article?id=10.1371/journal.pone.0004570>>）。

(11) 例えば、令和2（2020）年5月に発覚した事例では、IUU 漁業を行っていた中国船舶において、インドネシア人乗組員が身体的及び精神的な虐待を受けたり、不当に賃金を差し引かれたり、十分な食事を与えられないまま一日18時間以上に及ぶ過酷な労働を強いられられたりしたと報告されている。航海中に病気で死亡した乗組員は、そのまま海に遺棄されたという証言もある（国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ「水産業における人権侵害と日本企業の関わりに関する報告」2021.11.8, pp.1-2. <<https://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2021/11/b70b05f9f0feaf2b148bebb3edbc0a29.pdf>>）。

(12) 「取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組 事例②：ハード・ソフト両面での海上法執行能力の強化」前掲注(7)

(13) 同上

海上法執行に限らない。

その基礎となる政府方針としては、「国家安全保障戦略」や「海上保安能力強化に関する方針」がある。「国家安全保障戦略」では、「米国、東南アジア諸国等の海上法執行機関との国際的な連携・協力も強化する」方針が示されている<sup>(14)</sup>。また、「海上保安能力強化に関する方針」では、「国内の関係機関のみならず、国外の海上保安機関等とも連携・協力体制の強化を図る」方向性が示されている<sup>(15)</sup>。

取組事例としては、「海上保安庁モバイルコーポレーションチーム（Mobile Cooperation Team: MCT）の派遣」（第Ⅱ章第2節）や「海上保安政策プログラムによる人材育成」（第Ⅱ章第3節）に加え、「北太平洋海上保安フォーラム」（第Ⅲ章第2節）や「アジア海上保安機関長官級会合」（第Ⅲ章第3節）、「世界海上保安機関長官級会合」（第Ⅲ章第4節）の実施などが挙げられている<sup>(16)</sup>。

### 3 両取組の関係

FOIP 構想では、「海上法執行能力の強化」と「海上保安機関間の協力」が並列的に記載されているが、両者の取組事例では、重なり合う部分も多い。例えば、「海上法執行能力の強化」では、具体的な取組として「海上保安機関間の連携強化」について言及されているが<sup>(17)</sup>、一方で、「海上保安機関間の協力」では、具体的な取組の一つとして「海上保安能力向上支援」についても言及されている<sup>(18)</sup>。両者を完全に区別することは難しいが<sup>(19)</sup>、本稿では、開発途上国に対する「海上法執行能力の強化」の取組として、MCT の派遣、海上保安政策プログラム、巡視船艇の供与を、先進国も含む「海上保安機関間の協力」の取組として、北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合、世界海上保安機関長官級会合を取り上げることとする<sup>(20)</sup>。

(14) 「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定）p.23. 内閣官房ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou/nss-j.pdf>>

(15) 「海上保安能力強化に関する方針」前掲注(4), p.1.

(16) 「取組の柱④：「海」から「空」へ拡がる安全保障・安全利用の取組 事例④③：海上保安機関間の協力」前掲注(8)

(17) 「取組の柱④：「海」から「空」へ拡がる安全保障・安全利用の取組 事例④②：ハード・ソフト両面での海上法執行能力の強化」前掲注(7)

(18) 「取組の柱④：「海」から「空」へ拡がる安全保障・安全利用の取組 事例④③：海上保安機関間の協力」前掲注(8)

(19) 海上法執行に限って言えば、その国際協力の在り方には、大きく分けて二つの方策があると指摘されている。一つ目は、各国の執行措置を実効的なものとするための施策を講じる能力開発協力であり、二つ目は、海上での執行措置の実施における協力の枠組みを構築する海上執行措置協力である。これら二つの方策は、開発途上国に対する「海上法執行能力の強化」と先進国も含む「海上保安機関間の協力」という整理の仕方とおおむね一致する。例えば、海賊対策において、他国に対する巡視船の供与、海上保安専門官育成に向けた留学生の受入れ、国内法執行機関の整備に向けた専門家の派遣は、能力開発協力又は「海上法執行能力の強化」の取組に当たり、各国間での情報共有や容疑者逮捕等に係る協力に向けた体制構築は、海上執行措置協力又は「海上保安機関間の協力」の取組に当たると考えられる（奥脇直也「海上執行措置における国際協力」山本草二編『海上保安法制—海洋法と国内法の交錯—』三省堂、2009、pp.88-89.）。

(20) これらは海上保安庁による主要な取組として選出したが、FOIP 構想における海上保安庁の役割は、これらの取組に限定されるものではない。例えば、海洋状況把握（Maritime Domain Awareness: MDA）の分野で、海上保安庁が運用する海洋状況表示システム「海しる」（「海しるについて」海しるウェブサイト <<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>>）が挙げられている（「取組の柱④：「海」から「空」へ拡がる安全保障・安全利用の取組 事例④⑦：海洋状況把握（MDA）の強化」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100477438.pdf>>；「取組の柱④：「海」から「空」へ拡がる安全保障・安全利用の取組 事例④③：海上保安機関間の協力」前

## Ⅱ 海上法執行能力の強化

### 1 背景

海上法執行機関の組織形態は、国によって異なり、海上保安業務を主任務とする独立の機関が行う場合、他の主任務を有する機関（軍事機関、国境警備機関、治安警察機関、警察機関）の傘下にある機関が行う場合、調整機関の調整の下で様々な関係機関（海軍、警察、税関、海運当局、漁業当局）が行う場合がある<sup>(21)</sup>。もっとも、近年では、海上の安全の確保、海上の治安の確保、海洋環境の保護などの業務を総合的に、あるいは特定分野を専任的に実施する独立の海上保安機関を設置する国が急速に増えている<sup>(22)</sup>。

特に2000年頃から、東南アジア諸国では、軍事機関から独立した海上保安機関等の法執行機関が相次いで設立されてきた。その背景として、東南アジア諸国が、多くの島嶼（とうしょ）、群島、海峡を含む複雑な地形を持ち、国家管轄権の行使等をめぐって各国の主張が対立するなど、複雑な地域情勢にあることが挙げられる<sup>(23)</sup>。国家管轄権、とりわけ執行管轄権の行使については、軍事機関ではなく、海上保安機関等の法執行機関が実施する形態が増えていると言われている<sup>(24)</sup>。なぜなら、一般論として、法執行機関には、「紛争回避に資する特性」、すなわち「緩衝機能」があると考えられているからである。法執行機関は、他国の法執行機関と対峙する場合でも、国際法という共通のルールを守り、警察比例の原則に基づき、小規模の火力の武器しか使えないため、紛争をエスカレートさせずに事態に対処できると指摘されている<sup>(25)</sup>。

具体例として、平成10（1998）年に海軍から移管されたフィリピン沿岸警備隊（Philippine Coast Guard）<sup>(26)</sup>、平成17（2005）年に設立されたマレーシア海上法令執行庁（Malaysian

---

掲注(8))。ただし、日本のMDA構想は、司令塔が内閣府（総合海洋政策推進事務局及び宇宙開発戦略推進事務局）と内閣官房（国家安全保障局）であり、海上保安庁に加え、防衛省、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、環境省、水産庁、気象庁、国土地理院、内閣情報調査室等、他の省庁の所掌にも関係することから（内閣府総合海洋政策推進事務局「我が国の海洋状況把握（MDA）構想」（概要詳細）」2023.12, p.1. <[https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/mda/pdf/r05\\_mda\\_summary02.pdf](https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/mda/pdf/r05_mda_summary02.pdf)>）、本稿では割愛する。

(21) 岩並秀一・大根潔『世界の海上保安機関の現状に関する調査研究報告書』公益財団法人海上保安協会, 2021, pp.12-15. 公益財団法人海上保安協会ウェブサイト <[https://www.jcggf.or.jp/wp-content/themes/jcggf/pdf/research/2021\\_sekaikaihokikan.pdf](https://www.jcgg.or.jp/wp-content/themes/jcggf/pdf/research/2021_sekaikaihokikan.pdf)>

(22) 岩並秀一「世界の海上保安機関の拡大と連携の現状」『Ocean Newsletter』507号, 2021.9.20. 笹川平和財団ウェブサイト <[https://www.spf.org/opri/newsletter/507\\_1.html?latest=1](https://www.spf.org/opri/newsletter/507_1.html?latest=1)> 海上保安機関が増えている要因としては、①海洋法に関する国際連合条約（平成8年条約第6号。以下「国連海洋法条約」）による沿岸国の管轄権の広範な海域への拡大、②経済活動の拡大、グローバル化に伴う海上活動の活発化、③海上テロ、海賊、大規模事故といった海上の安全・治安上の課題の拡大、④海上の領域や権益をめぐる国家間紛争や対立の多発があると指摘されている（同）。

(23) 村上暦造・森征人「海上保安庁法の成立と外国法制の継受」山本編 前掲注(9), p.34. 例えば、南シナ海では、西沙諸島や南沙諸島をめぐる中国と東南アジア諸国の間で対立がある。西沙諸島については、昭和25（1950）年以降、中国による支配が進められ、昭和49（1974）年には全域が中国の支配下に置かれた。現在でも、滑走路や地对空ミサイルが整備されたり、戦闘機が展開されたりするなど、軍事拠点化が進められている。また南沙諸島についても、昭和55（1980）年以降、同諸島周辺において中国による海洋進出が進められ、平成26（2014）年以降は、同諸島において大規模埋立やインフラ整備が実施されている。平成28（2016）年には、南シナ海仲裁裁判所において中国の埋立てなどの活動の違法性が認定されたものの、中国は、この判断に従う意思がないことを明確にしている（防衛省『防衛白書 令和6年版』2024, pp.83, 85-86. <<https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2024/pdf/R06010302.pdf>>）。

(24) 村上・森 同上。

(25) 奥島高弘『知られざる海上保安庁 安全保障最前線』ワニブックス, 2024, pp.45-48.

(26) 海上での安全確保、環境保護、捜索及び救助活動、安全保障、法執行を行う運輸省の機関である（“Functions.” Philippine Coast Guard website <<https://www.coastguard.gov.ph/index.php/transparency/functions>>; “Sectoral and Attached Agencies.” Republic of the Philippines Department of Transportation website <<https://dotr.gov.ph/sectoral-and-attached>>

Maritime Enforcement Agency)<sup>(27)</sup>、平成 26 (2014) 年に設立されたインドネシア海上保安機構 (Indonesian Maritime Security Agency)<sup>(28)</sup> などがある<sup>(29)</sup>。

これらの海上保安機関の設立を支援してきたのが、日本の海上保安庁である。主要物資やエネルギーの輸出入を海上輸送に依存する日本にとって、東南アジア周辺海域、特にマラッカ・シンガポール海峡は中東地域と日本を結ぶシーレーンの要衝であり、海上交通量が増大した高度経済成長期以降、同海域における治安維持と安全確保は重要な課題であった。しかし、当時の東南アジア諸国は、海上保安業務を遂行する上での組織、体制、技術が不十分であり、日本からの支援を強く求めていた。これに応じる形で、海上保安庁は、東南アジア諸国に対して、海上保安機関の設立支援や高度な技術及び知識の移転など、様々な取組を進めてきた<sup>(30)</sup>。以下で論じる MCT の派遣、海上保安政策プログラム、巡視船艇の供与などの取組は、こうした経緯から開始されたものである<sup>(31)</sup>。

## 2 モバイルコーポレーションチームの派遣

MCT は、海上法執行、捜索救難、油防除等の様々な分野で、諸外国の海上保安機関に対する能力向上支援を行う海上保安庁の専従部門である<sup>(32)</sup>。平成 29 (2017) 年 10 月に 7 名体制で発足したが<sup>(33)</sup>、段階的な増員により、令和 6 (2024) 年 4 月からは、18 名体制で任務に当たっている<sup>(34)</sup>。令和 6 (2024) 年度は派遣国数が 14 か国、派遣回数が 27 回であり、同年度までの累計では派遣国数が 23 か国、派遣回数が 111 回である (表 1)。令和 7 (2025) 年度は、2 月までに 9 か国に派遣されている<sup>(35)</sup>。同年 7～8 月には、国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency: JICA) の枠組みの下、日本国内で諸外国の海上保安機関職員向けの課題別研修「海上犯罪取締りコース」が開催され、16 か国 20 名の研修員に対して専門分野の講義や実地訓練が行われた<sup>(36)</sup>。

agencies/>。

(27) 同国海域での安心及び安全を確保するため、海上での法執行と人命及び財産の保護を任務とする内務省の機関である (“Vision and Mission.” Malaysia Maritime Enforcement Agency website <<https://www.mmea.gov.my/eng/index.php/en/aboutusen/vision-and-mission>>)。

(28) 同国の領海及び管轄海域において、海上での安全保障と警備を担う機関である (“Job and Function.” Indonesian Maritime Security Agency website <[https://bakamla.go.id/profile/job\\_and\\_function](https://bakamla.go.id/profile/job_and_function)>)。

(29) 村上・森 前掲注(23)

(30) 海上保安庁編『海上保安レポート 2025』2025, p.16.

(31) MCT の派遣、海上保安政策プログラム、巡視船艇の供与などの取組は、日本政府が進める海洋政策全体においても重要な位置付けであり、いずれも「海洋基本計画 (第 4 期)」において言及されている (「海洋基本計画」(令和 5 年 4 月 28 日閣議決定) pp.16, 31, 40. 内閣府ウェブサイト <[https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan04/pdf/keikaku\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan04/pdf/keikaku_honbun.pdf)>)。

(32) 「諸外国への海上保安能力向上支援等」海上保安庁ウェブサイト <<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kokusai/kokusaikyoryoku.html>>

(33) 三浦淳「(開く、繋がる、交わる) MCT が担う国際連携」海上保安庁政策評価広報室編『かいほジャーナル』95 号, 2024.1, p.10. <[https://www.kaiho.mlit.go.jp/doc/journal/kaiho-95\\_web.pdf](https://www.kaiho.mlit.go.jp/doc/journal/kaiho-95_web.pdf)>

(34) 海上保安庁「諸外国への海上保安能力向上支援の推進」2025.5.29, p.11. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/content/001892652.pdf>>

(35) 「MCT 活動報告」海上保安庁ウェブサイト <<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kokusai/mct/mct.html>>

(36) 「JICA 課題別研修「海上犯罪取締りコース」開催 (結果概要) ～シーレーン沿岸国の海上保安能力の向上を目指して!～」海上保安庁ウェブサイト <[https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/upload/jica\\_maritimelawenforcement.pdf](https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/upload/jica_maritimelawenforcement.pdf)>

表1 MCTの派遣実績

年度 <sup>(注1)</sup>	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
派遣国数	6 か国	9 か国	14 か国	なし	2 か国	11 か国	11 か国	14 か国	23 か国 <sup>(注2)</sup>
派遣回数	7 回	9 回	14 回	0 回	3 回	27 回	24 回	27 回	111 回

(注1) 「H」は平成、「R」は令和を意味する。

(注2) 複数年度にわたって継続的に派遣されている国があるため、各年度の派遣国数の合計と一致しない。内訳としては、継続して能力向上支援を実施している国が9か国（フィリピン、インドネシア、ベトナム、マレーシア、スリランカ、ジブチ、パラオ、ミクロネシア、マーシャル）、過去に能力向上支援や調査を実施した国が9か国（韓国、シンガポール、パキスタン、ブルネイ、ケニア、セーシェル、東ティモール、キリバス、フィジー）、連絡・調整のため派遣された国が5か国（米国、英国、オーストラリア、ベルギー、オーストリア）である。

(出典) 海上保安庁「諸外国への海上保安能力向上支援の推進」2025.5.29, p.11. 国土交通省ウェブサイト <<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/content/001892652.pdf>> を基に筆者作成。

専門家派遣型の能力向上支援は、MCT 発足以前から、現場の海上保安官を一時的に派遣する形で実施されてきた。その起源は、昭和 44（1969）年に実施されたマラッカ・シンガポール海峡の水路測量に遡る。同海峡は当時、十分な水路測量が行われておらず、航行の支障となる沈没船や浅瀬も多いという危険な状態であった。そこで同海峡を重要なシーレーンとする日本政府は、海上保安庁の専門家を現地に派遣するとともに、沿岸国であるインドネシア、マレーシア、シンガポールと協力しながら水路測量を行った。これを契機として、海上保安庁は、翌年の昭和 45（1970）年から、沿岸地域の関連機関から要請を受けて、水路測量や海上交通などに関する研修を始めた。平成 12（2000）年前後にアジアで海賊<sup>(37)</sup>や武装強盗<sup>(38)</sup>の事件が頻発してからは<sup>(39)</sup>、国際犯罪の取締りに関する講義、捜査活動に関する実技（逮捕術）の指導、巡視艇を活用した実地研修、施設見学を実施するなどして、諸外国の海上法執行能力の向上に貢献するようになった<sup>(40)</sup>。

平成 29（2017）年に専従部門として MCT が設置された背景としては、以下が指摘されている。すなわち、現場の海上保安官を一時的に派遣する従来の方法では、激甚災害への対応や尖閣諸島周辺での警備拡大、業務自体の多様化等により、相手国へのきめ細かい対応や回数及び人数の制約等の面で課題があったこと、アジア諸国における海上保安機関の相次ぐ設立に伴い、技術指導等の要請自体が増加していたことなどである<sup>(41)</sup>。他方で、MCT の発足により、現場

(37) アジアにおける海賊行為及び船舶に対する武装強盗との戦いに関する地域協力協定（平成 18 年外務省告示第 411 号。以下「アジア海賊対策地域協力協定」）によれば、海賊行為とは、公海における他の船舶又は当該船舶内にある人若しくは財産等に対して、私的目的のために行われる、全ての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為等をいう（第 1 条第 1 項 (a)）。

(38) アジア海賊対策地域協力協定によれば、船舶に対する武装強盗とは、締約国が管轄権を有する場所にある船舶又は当該船舶内にある人若しくは財産等に対して、私的目的のために行われる、全ての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為等をいう（第 1 条第 2 項 (a)）。

(39) その背景としては、分離独立を掲げたインドネシアの武装組織が活動資金獲得のために海賊等に関与したこと、平成 9（1997）年のアジア通貨危機に伴う経済の悪化や失業率の増加により貧困層が海賊等に関与したことなどが指摘されている。マラッカ・シンガポール海峡における海賊等発生件数は、平成 12（2000）年に 112 件となり、前年（37 件）の約 3 倍に上った（土肥紘「沿岸国による海賊等対策の成功と限界—マラッカ・シンガポール海峡における対策を事例に—」『海幹校戦略研究』25 号, 2022.11, pp.67-69.）。

(40) 古谷健太郎「中国の海上秩序への挑戦がもたらした海上保安庁のキャパビル（能力構築支援）の新たな役割」『国際情報ネットワーク分析 IINA』2021.7.1. 笹川平和財団ウェブサイト <[https://www.spf.org/iina/articles/furuya\\_05.html](https://www.spf.org/iina/articles/furuya_05.html)>

(41) 樋口則一「海の安全を「共に築く」世界で活躍する MCT（世界の海上保安機関との連携・協力）」海上保安庁政策評価広報室編『かいほジャーナル』81 号, 2020.1, p.8. <<https://www.kaiho.mlit.go.jp/doc/journal/journal-81-web.pdf>>; 倉本明「海上保安庁モバイルコーポレーションチームの発足」『Ocean Newsletter』441 号, 2018.12.20. 笹川平和財団ウェブサイト <[https://www.spf.org/opri/newsletter/441\\_1.html](https://www.spf.org/opri/newsletter/441_1.html)>

の海上保安官が派遣されるケースが減り、彼らが海外を意識する機会が減ったことも懸念されている<sup>(42)</sup>。

MCTが行う能力向上支援は、相手国から個別に具体的な要望を聞いた上で、相手国の課題や事情などに応じて支援内容をカスタマイズするオーダーメイド方式で行われている<sup>(43)</sup>。例えば、インドネシアやベトナムなどの東南アジア諸国では、警備や法執行に対するニーズが高い一方で、設立されて間もない海上保安機関が多い太平洋島嶼国では、救難に力を入れている場合が多いと言われている<sup>(44)</sup>。

### 3 海上保安政策プログラム

海上保安政策プログラムとは、海上保安大学校、政策研究大学院大学、JICA、公益財団法人日本財団が連携・協働して実施する、海上保安政策に関する修士課程である<sup>(45)</sup>。前期課程（10月～3月）と後期課程（4月～7月）からなる1年間のカリキュラムであり、前期は、政策研究大学院大学において国際法や国際関係論、安全保障論等の学術的な講義を、後期は、海上保安大学校において救難防災政策や海洋警察政策等の実務的な演習を履修する。修士論文に相当するリサーチペーパーを執筆する必要があり、修士号（政策研究）が得られる<sup>(46)</sup>。対象となる学生は、入学時点で満45歳未満<sup>(47)</sup>かつ英語能力を有する者<sup>(48)</sup>であり、大学院入学資格<sup>(49)</sup>と海上保安関係機関での3年以上<sup>(50)</sup>の実務経験が求められる<sup>(51)</sup>。海外の海上保安機関に所属する学生は、宿泊施設を始め、JICAから教育面と生活面における支援を受けられる<sup>(52)</sup>。令和6（2024）年入学の第10期生までの国別参加実績は次のとおりである<sup>(53)</sup>（表2）。

表2 海上保安政策プログラム国別参加実績

国名	人数	国名	人数
バングラデシュ	4	パラオ	1
インド	4	フィリピン	13
インドネシア	7	スリランカ	13
日本	18	タイ	2
マレーシア	11	ベトナム	3
モルディブ	2	合計	78

（注）第1期生（平成27（2015）年入学）から第10期生（令和6（2024）年入学）までの累積参加人数である。  
（出典）海上保安庁政策評価広報室編『かいほジャーナル』102号、2025.10、p.4。<[https://www.kaiho.mlit.go.jp/doc/journal/kaiho-102\\_web.pdf](https://www.kaiho.mlit.go.jp/doc/journal/kaiho-102_web.pdf)>を基に筆者作成。

(42) 三浦 前掲注(33), p.11.

(43) 田村誠「海上保安庁モバイルコーポレーションチーム」『海と安全』No.595, 2022.12. 日本海難防止協会ウェブサイト <[https://www.nikkaibo.or.jp/pdf/595\\_2022.pdf](https://www.nikkaibo.or.jp/pdf/595_2022.pdf)>; 三浦 同上 米国やオーストラリアの海上保安機関も同様の能力向上支援を実施しているが、これらは定まったカリキュラムを受講するものが主体であるとされている（三浦 同）。

(44) 三浦 同上

(45) 『海上保安レポート 2025』前掲注(30), pp.36-37.

(46) 「海上保安政策プログラム」2022.3. 海上保安大学校ウェブサイト <<https://www.academy.kaiho.mlit.go.jp/education/organization/center/file/msp-pamphlet-jp2022.pdf>>

(47) 開講当初は、40歳未満の者であった（海上保安庁編『海上保安レポート 2016』2016, p.28.）。

(48) TOEFL iBT 79点以上又はIELTS Academic 6.0以上の英語能力を有することが望ましいとされている（「海上保安政策プログラム」前掲注(46)）。

(49) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条において、大学院に入学できるのは、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者と規定されている。

(50) 開講当初は、5年以上の実務経験が必要であった（『海上保安レポート 2016』前掲注(47)）。

(51) 「海上保安政策プログラム」前掲注(46)

(52) 同上; 「海上保安政策プログラム」政策研究大学院大学ウェブサイト <[https://www.grips.ac.jp/jp/education/inter\\_programs/maritime/](https://www.grips.ac.jp/jp/education/inter_programs/maritime/)>

(53) アジア諸国の海上保安関係機関から派遣される場合が多いが、令和6（2024）年10月入学の第10期生には、パラオの海上警備部門から職員が派遣されている。アジア諸国以外からの参加は、今回が初めてである（「海保島嶼国から留学生 幹部候補 人材育て関係強化」『読売新聞』2024.9.11, 夕刊.）。

同プログラムの前身は、平成 23（2011）年から実施されたアジア海上保安初級幹部研修（Asia Coast Guard Junior Officer Course of Japan: AJOC）である<sup>(54)</sup>。同研修は、アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に、海上保安業務に関する専門的かつ高度な知識を英語で教授する 1 年間の人材育成プログラムであり、海上保安大学校、公益財団法人海上保安協会、日本財団が協力して始まった<sup>(55)</sup>。その背景には、平成 19（2007）年の第 3 回アジア海上保安機関長官級会合（第 III 章第 3 節で詳述）で採択された共同宣言がある。同宣言では、アジア各国の海上保安機関間の協力を促進し、各機関の能力向上を図るため、人材育成に関する事項を最優先で議論することが決定された<sup>(56)</sup>。

ただし、同研修では、修了証は授与されるものの<sup>(57)</sup>、修了生が学位を取得できないという課題があった。そのため、政策研究大学院大学と日本財団、政策研究大学院大学と海上保安庁・海上保安大学校の間で協議が行われた後、JICA の財政的支援の下、平成 27（2015）年 10 月に現在の海上保安政策プログラムが始まった<sup>(58)</sup>。

同プログラムの目的は、アジア諸国の海上保安機関における相互理解の醸成と交流促進により、海洋の安全確保に向けた各国の連携協力及び認識共有を図ることである。修了生には、海上保安分野の国際ネットワーク確立に向けた主導的役割を發揮することが期待されている<sup>(59)</sup>。修了生が母国の海上保安機関で幹部になると、国際会合での再会が「同窓会」のようになり、同国の海上保安機関と海上保安庁の間に、幹部レベルでの友情と絆（きずな）が結ばれ、両機関のつながりが一層強化されると指摘されている<sup>(60)</sup>。

#### 4 巡視船艇の供与

巡視船艇とは、海洋秩序の維持、海難救助、海上災害の防止、海洋汚染の監視取締り、海上交通の安全確保に従事する船舶であり、大型のものが巡視船、小型のものが巡視艇と呼ばれる<sup>(61)</sup>。日本は、平成 18（2006）年のインドネシアに対する支援を皮切りに、東南アジア諸国を中心に巡視船艇の供与を進めてきた。現在までに、JICA による政府開発援助（Official Development Assistance: ODA）<sup>(62)</sup>や日本財団による支援の枠組みを通じて、新しい巡視船艇を

54 恒川恵市「海上保安政策プログラム（修士課程）の発足」『Ocean Newsletter』377 号、2016.4.20。笹川平和財団ウェブサイト <[https://www.spf.org/opri/newsletter/377\\_1.html](https://www.spf.org/opri/newsletter/377_1.html)>

55 「アジア海域の安全保障、環境保全のための海上保安能力の向上プログラム—アジア海上保安初級幹部研修—」海上保安協会ウェブサイト <<https://ajoc.jcggf.or.jp/>>

56 「講座の概要（アジア海上保安初級幹部研修）」海上保安協会ウェブサイト <<https://ajoc.jcggf.or.jp/overview.html>>

57 同上

58 恒川 前掲注54

59 『海上保安レポート 2025』前掲注30, p.37. 学生には、修了前に内閣総理大臣と面会する場が設けられている。第 10 期生も令和 7（2025）年 9 月 18 日、石破茂内閣総理大臣（当時）に表敬訪問を行っている（「海上保安政策プログラム第 10 期生による表敬」2025.9.18. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/103/actions/202509/18hyoukei2.html>>）。

60 奥島 前掲注25, pp.151-153. 例えば、フィリピン沿岸警備隊から派遣された同プログラムの 1 期生は、後に歴代最年少で准将となり、インタビューに対して当時の人脈が現在の職務に生きていると答えている（「海洋秩序維持へ信頼築く 島嶼国留学生」『読売新聞』2024.9.11, 夕刊; 「日本で「法の支配」を学んだフィリピン沿岸警備隊員 ジェイ・タリエラさん 42」『読売新聞』2024.2.4.）

61 『海上保安レポート 2025』前掲注30, pp.82-83.

62 政府が開発途上国に行く資金協力や技術協力である。二国間援助と多国間援助（国際機関への出資や拠出）があり、JICA が担う二国間援助は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力に分けられる（「ODA と JICA」JICA ウェブサイト <<https://www.jica.go.jp/cooperation/know/about/jica/index.html>>）。

整備したり、海上保安庁の中古の巡視船艇を贈与したりしている<sup>(63)</sup>。

海上保安庁では、平成 18（2006）年以前から、研修や講義を通じて海上法執行能力支援が行われてきたが、東南アジア諸国では、巡視船艇の保有数の不足から、専門知識や経験を習得しても海上で実施できないというジレンマがあった<sup>(64)</sup>。ただし、乗組員を保護するための防弾措置が施された巡視船艇は、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）<sup>(65)</sup>に規定される「軍用船舶」に該当するため、「武器輸出三原則等」<sup>(66)</sup>に抵触するものとして外国に対する供与は慎むべきとされていた<sup>(67)</sup>。「武器輸出三原則等」の下で「武器」を輸出する場合は、随時発表される官房長官談話等により個別に例外化措置が行われる必要があった<sup>(68)</sup>。

平成 18（2006）年度から、警察能力強化や海上保安機関能力強化等を目的とする「テロ対策等治安無償」という新たな ODA の枠組みが導入された<sup>(69)</sup>。同枠組みに基づく最初の事業として採用されたのが、インドネシアに対する巡視船艇の建造計画であった。同計画では、テロや海賊行為等への対策が国際社会の平和と発展にとって重要な課題であり、目的外使用と事前同意のない第三者移転の防止に両国が同意しているとして、「武器輸出三原則等」の例外化措置が行われた<sup>(70)</sup>。

平成 26（2014）年 4 月には、「武器輸出三原則」に代わる「防衛装備移転三原則」<sup>(71)</sup>が決定され、「武器輸出三原則」の例外化措置なしで防衛装備<sup>(72)</sup>を移転することが可能となった。平

(63) 秋本茂雄「第 4 章 インド太平洋における海上保安分野の連携・協力・支援」日本国際問題研究所『安全保障政策のボトムアップレビュー』2020.3, pp.56-57. <[https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R01\\_BottomUpReview/BottomUpReview-sec04.pdf](https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R01_BottomUpReview/BottomUpReview-sec04.pdf)>

(64) 古谷 前掲注(40)

(65) 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）の規定に基づき、同法の実施するための政令である。同法は、対外取引の正常な発展、日本や国際社会の平和・安全の維持などを目的に外国為替や外国貿易などの対外取引の管理や調整を行うための法律である（「外為法について」経済産業省ウェブサイト <[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/01\\_gaitame/gaiyou.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/01_gaitame/gaiyou.html)>）。

(66) 佐藤栄作内閣総理大臣（当時）が昭和 42（1967）年 4 月 21 日の衆議院決算委員会で表明した「武器輸出三原則」と三木武夫内閣総理大臣（当時）が昭和 51（1976）年 2 月 27 日の衆議院予算委員会で表明した「武器輸出に関する政府統一見解」からなる。「武器輸出三原則」とは、①共産圏諸国向けの場合、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合、③国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合、「武器」の輸出を認めないとする政策である。「武器輸出に関する政府統一見解」とは、(1) 三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない、(2) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎む、(3) 武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うとする政府方針である（「武器輸出三原則等」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/sanngen.html>>）。

(67) 古谷 前掲注(40); 青井佳恵「日本の諸外国に対する海上法執行能力構築支援—巡視船艇及び自衛隊の装備品等の供与を中心に—」『レファレンス』831 号, 2020.4, pp.72-73. <<https://doi.org/10.11501/11486061>>

(68) 青井 同上, p.69.

(69) 外務省編『政府開発援助（ODA）白書 2007 年版（資料編）』2007, pp.58-59. <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/07\\_hakusyo\\_sh/pdfs/s3-1.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/07_hakusyo_sh/pdfs/s3-1.pdf)>

(70) 「政府開発援助によるテロ・海賊行為等の取締り・防止のためのインドネシア共和国に対する支援と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話」（2006 年度 NGO—外務省定例協議会第 1 回 ODA 政策協議会配布資料 5）2006.6.13. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda\\_ngo/taiwa/pdfs/oda\\_seikyo\\_06\\_1\\_05.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/pdfs/oda_seikyo_06_1_05.pdf)>

(71) 防衛装備の海外移転に関して、①移転を禁止する場合の明確化、②移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開、③目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保について定めた新たな政府方針である（「防衛装備移転三原則」（平成 26 年 4 月 1 日国家安全保障会議決定・閣議決定、令和 5 年 12 月 22 日一部改正）内閣官房ウェブサイト <[https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/r51222\\_bouei1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/r51222_bouei1.pdf)>）。これに基づき、「防衛装備移転三原則の運用指針」も同時に決定された（「防衛装備移転三原則の運用指針」（平成 26 年 4 月 1 日国家安全保障会議決定、令和 6 年 3 月 26 日一部改正）内閣官房ウェブサイト <[https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/r60326\\_bouei3.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/r60326_bouei3.pdf)>）。

(72) 武器及び武器技術である。武器とは「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」、武器技

成 27（2015）年 2 月には、ODA 政策の根幹を成してきた「政府開発援助（ODA）大綱」に代わり、開発協力の目的や基本方針等を定めた「開発協力大綱」が決定された<sup>(73)</sup>。これにより、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避」しつつ、「民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協力で相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合」にも、ODA の供与を検討することが可能となった<sup>(74)</sup>。こうして、巡視船艇を供与する枠組みも、その対象が拡大するようになった。

## 5 巡視船艇の供与事例

巡視船艇が供与された対象国としては、現在までに、インドネシア、フィリピン、ベトナム、スリランカ、マレーシア、ジブチ、ケニア、モザンビークなどがある<sup>(75)</sup>。近年で金額が大きい事例としては、ジブチの海上保安能力向上計画、インドネシアの海上保安能力向上計画、フィリピンの海上安全対応能力強化事業（フェーズⅢ）に基づく供与が挙げられる（表 3）。

表 3 巡視船艇等の供与に関する近年の実績

交換公文署名日	支援対象国	支援区分	支援内容	贈与額又は円借款額
令和元（2019）年 10 月 3 日	セーシェル	無償資金協力	警備艇等の供与等	8 億円
令和元（2019）年 12 月 3 日	コモロ	無償資金協力	警備用高速ボートの供与	3 億円
令和元（2019）年 12 月 12 日	ジャマイカ	無償資金協力	パトロール艇等の供与	4 億円
令和 3（2021）年 1 月 15 日	マダガスカル	無償資金協力	警備用高速ボートの供与	5 億円
令和 3（2021）年 8 月 20 日	モザンビーク	無償資金協力	巡視艇等の供与	7 億 5000 万円
令和 3（2021）年 12 月 15 日	ジブチ	無償資金協力	巡視艇 2 隻の建造等	29 億 4600 万円
令和 4（2022）年 5 月 30 日	モルディブ	無償資金協力	警備艇等の供与	6 億 5000 万円
令和 4（2022）年 6 月 3 日	ミクロネシア	無償資金協力	警備艇等の供与	4 億円
令和 4（2022）年 6 月 27 日	ナイジェリア	無償資金協力	高速警備艇の供与	3 億円
令和 4（2022）年 7 月 11 日	サモア	無償資金協力	小型警備艇の供与	1 億 5000 万円
令和 4（2022）年 12 月 7 日	ジブチ	無償資金協力	巡視艇 2 隻の建造等	34 億 2300 万円 (限度額引上げ)
令和 5（2023）年 4 月 6 日	モザンビーク	無償資金協力	巡視艇等の供与	8 億 6000 万円 (限度額引上げ)
令和 5（2023）年 12 月 16 日	インドネシア	無償資金協力	大型巡視船 1 隻の供与	90 億 5300 万円
令和 6（2024）年 3 月 25 日	モルディブ	無償資金協力	税関監視艇の供与	2 億 6000 万円
令和 6（2024）年 5 月 17 日	フィリピン	有償資金協力	多目的船 5 隻の建造	643 億 8000 万円
令和 6（2024）年 11 月 8 日	ナウル	無償資金協力	警備艇の供与	4 億 4000 万円
令和 6（2024）年 12 月 10 日	カンボジア	無償資金協力	警備艇の供与	10 億 100 万円
令和 7（2025）年 5 月 7 日	モルディブ	無償資金協力	警備艇 2 隻の供与	4 億円

(注) 「巡視船」又は「巡視艇」という名称でない場合でも、海上保安分野に関連することが明らかな船舶は表に記載している。もっとも、交換公文の内容から船舶の種類や用途が明らかではない場合もあるため、本表は巡視船艇又は海上保安分野に関連する船舶の供与実績を網羅的に示していない。

(出典) 「国別約束情報（年度別交換公文（E/N）データ）」2026.1.8. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html>> 等を基に筆者作成。

術とは「武器の設計、製造又は使用に係る技術」を意味する（「防衛装備移転三原則」同上、p.3.）。

(73) 「開発協力大綱について」（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）pp.1-4. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072774.pdf>>

(74) 同上、p.9. 「開発協力大綱」は令和 5（2023）年 6 月 9 日に改定されたが、この文言は引き続き採用された（「開発協力大綱～自由で開かれた世界の持続可能な発展に向けた日本の貢献～」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）p.12. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100514690.pdf>>）。

(75) 平成 29（2017）年度までの実績については以下参照（青井 前掲注(67), pp.82-83.）。

### (1) ジブチの海上保安能力向上計画

アフリカ北東部の紅海とアデン湾に面するジブチの海域は、アジア、アフリカ及び欧州を結ぶ海上交通の要衝である。他方で、紛争国や紛争地域と隣接することから、同海域では、海賊被害、密航・密漁・密輸等の違法行為、難民の海難事故など、様々な問題が発生している<sup>(76)</sup>。ジブチ沿岸警備隊（Djiboutian Coast Guard）は、紅海の入り口であるバブ・エル・マンデブ海峡で安全な哨戒（しょうかい）が可能な巡視艇を2隻しか保有しておらず、巡視艇の整備が急務とされている<sup>(77)</sup>。

同計画は、ジブチ沿岸警備隊に対して巡視艇（全長約35m）2隻等を供与することにより、海難救助や海上法執行等の業務を迅速かつ適切に実施するための能力向上を図るものである。支援区分は無償資金協力であり、供与期限は令和3（2021）年12月～令和8（2026）年3月である<sup>(78)</sup>。当初の贈与限度額は29億4600万円とされていたが、ロシア・ウクライナ情勢の悪化や新型コロナウイルスの影響による世界的な経済活動の変調に関連する事情から、令和4（2022）年12月7日の交換公文により、34億2300万円に増額されている<sup>(79)</sup>。

### (2) インドネシアの海上保安能力向上計画

マラッカ・シンガポール海峡に面するインドネシアの海域は、日本に輸入される原油の約9割が通過するなど、日本を含む国際物流の観点から重要な海上交通路である。他方で、同海域では、違法漁業、密航・密輸、テロ、海賊行為、人身売買、自然災害など、様々な問題が多発している。インドネシア政府は、広大な海域を既存の巡視船等により十分にカバーできておらず、巡視船等の増強を含む海上保安機関の能力強化が喫緊の課題とされている<sup>(80)</sup>。

同計画は、インドネシア海上保安機構に対して巡視船1隻を供与することにより、海上法執行能力の強化を図るものである。支援区分は無償資金協力であり、贈与限度額は90億5300万円、供与期限は令和6（2024）年12月～令和13（2031）年12月とされている<sup>(81)</sup>。

### (3) フィリピンの海上安全対応能力強化事業（フェーズⅢ）

多くの海峡に面するフィリピンは、7,600を超える島々と世界第5位の海岸線を有する島嶼国であり、海上輸送は、同国の経済及び社会の発展に大きな役割を担っている<sup>(82)</sup>。他方で、同国の海域では、自然災害や船舶の老朽化による海難事故のリスクに加え、近年は密輸、密漁、銃器不法所持、テロ等の海上犯罪リスクも増加している。フィリピン政府では、これらに対処

(76) 「ジブチ共和国に対する海上保安能力向上のための無償資金協力に関する書簡の交換」2021.12.15. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1\\_000652.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000652.html)>

(77) 「海上保安能力向上計画（ジブチ）」ODA 見える化サイト（JICA ウェブサイト）<<https://www.jica.go.jp/oda/project/1942121/index.html>>

(78) 同上

(79) 「ジブチ共和国に対する無償資金協力「海上保安能力向上」に関する書簡の交換について」2022.12.7. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1\\_001193.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001193.html)>

(80) 「海上保安能力向上計画（インドネシア）」ODA 見える化サイト（JICA ウェブサイト）<<https://www.jica.go.jp/oda/project/2360440/index.html>>

(81) 同上

(82) 「政策評価法に基づく事前評価書（フィリピン）」2024.5.17. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryu/pagew\\_000001\\_00180.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryu/pagew_000001_00180.html)>

するための取締り強化が重要な課題の一つとされている<sup>(83)</sup>。

同事業は、フィリピン沿岸警備隊に対して多目的船（97m級）5隻を供与することにより、沿岸域内での海難救助や海上法執行等の業務を迅速かつ適切に実施するための能力向上を図るものである。支援区分は有償資金協力、贈与限度額は643億8000万円であり、借款契約は令和6（2024）年6月に締結されている<sup>(84)</sup>。

同事業は過去に2回実施されている。平成25（2013）年12月に調印された海上安全対応能力強化事業は、多目的船10隻を建造する有償資金協力（限度額187億3200万円）であり<sup>(85)</sup>、平成28（2016）年10月に調印された海上安全対応能力強化事業（フェーズII）は、多目的船2隻の調達及び関連サービス等を支援する有償資金協力（限度額164億5500万円）である<sup>(86)</sup>。

### Ⅲ 海上保安機関間の協力

#### 1 背景

海上保安庁が業務の対象とする活動及び事象は、海上で行われ、また発生するため、近隣国の関係政府機関、外国船舶及び外国人が様々な形態に関わり、干渉し合う性質を持つ。一国よりも地域の海上保安機関が共同で対処する方が効果的である場合も少なくないことから、海上保安庁はかねてより、協力文書の署名や会合の開催、合同訓練の実施などを通して、近隣国の海上保安機関との二国間での連携・協力を進めてきた<sup>(87)</sup>。平成13（2001）年以前の主なカウンターパート機関としては、米国沿岸警備隊（United States Coast Guard）<sup>(88)</sup>、韓国海洋警察庁（Korea National Maritime Police Agency）<sup>(89)</sup>、ロシア国境警備庁（Russia Federal Border Service）<sup>(90)</sup>、

83 「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズIII）」ODA見える化サイト（JICAウェブサイト）  
<<https://www.jica.go.jp/oda/project/PH-P281/index.html>>

84 同上

85 「事業事前評価表（フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業）」JICAウェブサイト <[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013\\_PH-P257\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_PH-P257_1_s.pdf)>

86 「事業事前評価表（フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズII）」JICAウェブサイト  
<[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_PH-P263\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_PH-P263_1_s.pdf)>

87 川越功一「海上保安庁の国際関係業務の概観」『Compass』39号、2001.3、pp.1、14-19。

88 平時においては、海上における法執行、海洋環境と海岸線及び港湾の保護、人命救助を行う運輸省の機関である。戦時においては、大統領の指示により、海軍省の機関として活動する（“U.S. Coast Guard History.” United States Coast Guard website <<https://www.history.uscg.mil/home/history-program/>>）。平成15（2003）年2月、米国同時多発テロ後に設立された国土安全保障省に移管された（“TIME LINE 1900s-2000s.” *ibid.* <<https://www.history.uscg.mil/Complete-Time-Line/Time-Line-1900-2000/>>）。海上保安庁は米国沿岸警備隊を模範として設立されており、現在でも日米海上保安機関合同訓練を実施したり、両機関で連携してフィリピン沿岸警備隊等に能力向上支援を実施したりするなど、密接な関係を築いている（『海上保安レポート 2025』前掲注30、p.30.）。

89 海洋における領域及び主権の保護、海上災害に対する安全管理、海上交通秩序の確立、海上犯罪の捜査、海洋汚染の防止及び対応を任務とする海洋水産部の機関である。現在は英称が Republic of Korea Coast Guard に変更されている（“Mission & Vision.” Republic of Korea Coast Guard website <<https://www.kcg.go.kr/english/si/sub/info.do?page=2861&mi=2861>>; “History.” *ibid.* <<https://www.kcg.go.kr/english/si/sub/info.do?page=2867&mi=2867>>）。現在でも、定期的に日韓海上保安当局局長官級協議を開催したり、合同捜索救助訓練を実施したりするなど、海上保安庁と密接な関係を築いている（『海上保安レポート 2025』同上、p.30.）。

90 陸海の国境警備、犯罪取締り、出入国管理、他機関からの要請による捜索救助、海洋汚染対応（取締りのみ）を任務とする大統領直属の機関である（海上保安庁編『海上保安レポート 2002』2002、p.92.）。平成15（2003）年3月の治安機関改革により、現在はロシア連邦保安庁国境警備局（Border Service of the Federal Security Service of the Russian Federation）となった（長谷川雄之「ウクライナ戦争下におけるロシアの国境政策—FSB 国境警備局と中露関係—」『国際情報ネットワーク分析 IINA』2024.9.13。笹川平和財団ウェブサイト <[https://www.spf.org/iina/articles/takeyuki\\_hasegawa\\_01.html](https://www.spf.org/iina/articles/takeyuki_hasegawa_01.html)>）。長官級会合や合同訓練等を通じて、海上保安庁とも協力関係を築いている

中国公安部（Ministry of Public Security, People's Republic of China）<sup>(91)</sup>などが挙げられる<sup>(92)</sup>。

他方で、その後は、グローバル化に伴う国際犯罪の劇的な増加が見られた。平成4（1992）年以降、中国人等の密航事案が多発するとともに、平成8（1996）年以降、東南アジアを中心に海賊行為や船舶に対する武装強盗が世界的に増加するようになった。平成10（1998）年以降は、海外からの密輸による覚せい剤等の押収量が急増するようになった。そのため、平成12（2000）年頃から、海上保安庁は、これまでの二国間での連携・協力関係を一層深めながら、多国間での連携・協力関係の構築にも取り組むようになった<sup>(93)</sup>。米国同時多発テロの発生以降は、日本を含むアジア地域でもテロの発生が懸念されるとして、海上保安機関間で国際テロに対する包括的な枠組みを構築する必要性が指摘されるようになった<sup>(94)</sup>。

こうした密航、海賊、密輸、テロなどの国際犯罪に対する多国間での枠組みを主導してきたのが、海上保安庁である<sup>(95)</sup>。インド太平洋地域の海上保安機関の多くが誕生してから日が浅い一方で、海上保安庁は、最も歴史の古い米国沿岸警備隊と並び、世界の海上保安機関の先駆的存在であり、海上保安庁には、世界の海上保安機関の連携・協力をリードする役割が期待されている<sup>(96)</sup>。以下で論じる北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合、世界海上保安機関長官級会合などの取組は、こうした経緯から開始されたものである<sup>(97)</sup>。

## 2 北太平洋海上保安フォーラム

北太平洋海上保安フォーラム（North Pacific Coast Guard Forum: NPCGF）とは、北太平洋地域の6か国（日本、カナダ、中国、韓国、ロシア、米国）の海上保安機関の代表が一堂に会して、北太平洋の海上の安全・セキュリティの確保、海洋環境の保全等を目的とした各国間の連携・協力について協議する多国間の枠組みである<sup>(98)</sup>。海上保安庁の提唱により平成12（2000）

（『海上保安レポート 2025』同上, p.31.）。

91) 陸海の国境警備、犯罪取締り、出入国管理、消防を任務とする機関であり、部局の一つである辺防管理局の業務は海上保安庁の警備業務とほぼ同等であったとされている（『海上保安レポート 2002』同上, p.93.）。平成25（2013）年7月には、公安部を含む既存の海上法執行機関を一元化するため、中国海警局が新設された。海警局は、平成30（2018）年7月に中国人民武装警察部隊に編入され、中央軍事委員会の一元的な指揮統制下に置かれた。令和3（2021）年2月、防衛作戦等の任務を遂行するとの規定を含む中国海警法が施行されたことから、これ以降、海警局は、海上法執行機関の機能（法執行活動）と海軍の機能（軍事的機能）を併せ持つ機関とされている（山口優人「海上保安能力の強化をめぐる背景と現状—日本周辺海域における情勢の緊迫化と海上保安庁の体制強化—」『レファレンス』886号, 2024.10, pp.62-64. <<https://doi.org/10.11501/13763466>>）。現在では、海警局に所属する船舶がほぼ毎日尖閣諸島周辺の接続水域で確認される状況であり（『海上保安レポート 2025』同上, p.116.）、海上保安庁と海警局の二国間での連携・協力は確認できない。

92) 川越 前掲注87, p.10.

93) 海上保安庁編『海上保安レポート 2001』2001, pp.14-15.

94) 海上保安庁編『海上保安レポート 2005』2005, p.32.

95) 海上保安機関の連携は、以下の理由から容易であるという指摘がある。第一に、軍事機関とは異なり、各国の政治やイデオロギーの影響を受けにくい。第二に、国際法という法的基盤を共有しつつ、各国に共通の脅威である海上犯罪に対処する協働の課題がある。第三に、軍事衝突が直接武力衝突に発展する危険を孕（はら）む一方で、海上保安機関間の衝突は、発生後に政治決着などにより解決することが可能である（羽原敬二「海上保安庁による海事セキュリティの展開と強化」『ノモス』22号, 2008.6, p.53. <<https://kansai-u.repo.nii.ac.jp/records/2986>>）。海上保安庁の国際業務が国際社会から抵抗なく受け入れられたのも、海上保安庁が「非軍事の法執行機関」だからであると評価されている（奥島 前掲注25, pp.163-164.）。

96) 海上保安庁編『海上保安レポート 2019』2019, p.23.

97) 北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合、世界海上保安機関長官級会合などの取組もまた、日本政府が進める海洋政策全体において重要な位置付けであり、いずれも「海洋基本計画（第4期）」において言及されている（「海洋基本計画」前掲注31, p.82.）。

98) 『海上保安レポート 2025』前掲注30, p.26. 同フォーラムは、海上保安機関の国際的な連携・協力枠組みのモ

年から開催されており、現在までに25回、毎年開催国を代えながら長官級会合（サミット）と実務者による専門家会合が実施されている<sup>(99)</sup>（表4）。「漁業取締」「共同オペレーション」「海上セキュリティ」「不法取引対策」「情報交換」「緊急対応」「事務局」の7分野でワーキンググループが設置されており、実践的な連携・協力が推進されている<sup>(100)</sup>。

表4 北太平洋海上保安フォーラム（長官級会合）の開催実績

回次	年月	開催国	回次	年月	開催国
第1回	平成12（2000）年12月	日本（東京）	第14回	平成25（2013）年9月	ロシア
第2回	平成13（2001）年7月	ロシア	第15回	平成26（2014）年9月	米国
第3回	平成14（2002）年7月	米国	第16回	平成27（2015）年9月	韓国
第4回	平成15（2003）年9月	韓国	第17回	平成28（2016）年10月	カナダ
第5回	平成16（2004）年9月	カナダ	第18回	平成29（2017）年9月	日本（東京）
第6回	平成17（2005）年9月	日本（神戸）	第19回	平成30（2018）年9月	中国
第7回	平成18（2006）年10月	中国	第20回	令和元（2019）年9月	ロシア
第8回	平成19（2007）年9月	ロシア	第21回	令和3（2021）年9月	オンライン（米国）
第9回	平成20（2008）年9月	米国	第22回	令和4（2022）年9月	オンライン（韓国）
第10回	平成21（2009）年9月	韓国	第23回	令和5（2023）年9月	カナダ
第11回	平成22（2010）年9月	カナダ	第24回	令和6（2024）年9月	日本（東京）
第12回	平成23（2011）年9月	日本（横浜）	第25回	令和7（2025）年9月	中国
第13回	平成24（2012）年（中止）	中国			

（出典）海上保安庁編『海上保安レポート 2025』2025, p.27等を基に筆者作成。

同フォーラムの第1回会合は、平成12（2000）年12月、北西太平洋地域海上警備機関長官級会合という名称で開催された。平成13（2001）年7月の第2回会合から北太平洋地域海上警備機関長官級会合に、平成14（2002）年2月の専門家会合から北太平洋地域海上保安機関長官級会合に名称が変更された<sup>(101)</sup>。第1回会合の参加国は、日本、韓国、ロシア、米国の4か国であり、第2回会合からカナダと中国（中国はオブザーバー参加）が加わり<sup>(102)</sup>、第5回会合から中国が正式メンバーとして参加するようになった<sup>(103)</sup>。その後、第6回会合において、長官級会合（サミット）と実務者による専門家会合で構成する北太平洋海上保安フォーラムに改称することが決定された<sup>(104)</sup>。

同フォーラムが開催された背景として、国際犯罪の広域化やスピード化が挙げられる。既述のとおり、海上保安庁はそれまでも、日本周辺海域における薬物や銃器の不正取引、密航及び海賊等の国際犯罪の予防や取締り、人命及び船舶交通の安全確保、海上環境や防災対策に迅速

デルケースとして評価されている。例えば、平成19（2007）年以降、同フォーラムを参考に、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツなどの欧米諸国が参加する北大西洋海上保安フォーラム（North Atlantic Coast Guard Forum）が開催されている（海洋・東アジア研究会編、富賀見栄一監修『海上保安庁進化論—海洋国家日本のポリスシーパワー—』シーズ・プランニング、2009, pp.94-95; 岩並・大根 前掲注(2), pp.21-22.）。

(99) 『海上保安レポート 2025』同上, pp.26-27.

(100) 「北太平洋海上保安フォーラム」海上保安庁ウェブサイト <<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kokusai/NPCGF.html>>

(101) 『海上保安レポート 2002』前掲注(90), p.87.

(102) 同上

(103) 『海上保安レポート 2005』前掲注(94), p.111.

(104) 海上保安庁編『海上保安レポート 2006』2006, pp.19-20.

かつ的確に対応するため、中国、韓国、ロシア、米国等の海上警備機関との間で二国間ベースを中心に実務的な協力関係の構築・発展に努めてきた。しかし、便宜置籍船<sup>(105)</sup>や船員の多国籍化等による国際海運の複雑化により国際犯罪の悪質化や巧妙化が見られるようになったことから、こうした二国間の協力関係を発展させ、多国間の広範な海上警備機関間の連携・協力を推進させる必要性が認識されるようになったと指摘されている<sup>(106)</sup>。

具体的な取組として、平成 18（2006）年から実施されている、北太平洋の公海における漁業監視パトロールや多国間多目的訓練（Multi-mission and Multi-lateral Exercise: MMEX）が挙げられる<sup>(107)</sup>。漁業監視パトロールは、IUU 漁業の監視や取締りを目的として、各国が提供可能な巡視船、航空機、検査官を組み合わせ、監視から立入検査に至る一連の作業を完結させる共同海上法執行オペレーションである。原則として旗国<sup>(108)</sup>のみに管轄権が認められている公海上の船舶に対して、複数国が協力して効率的かつ効果的に取締りを行うものであり、優れたモデルケースの一つとして評価されている<sup>(109)</sup>。多国間多目的訓練は、現場レベルでの連携をより実践的なものとするため、様々な訓練を通じて、各国間の連携・協力の強化を図るオペレーションである<sup>(110)</sup>。同フォーラムでは、平成 17（2005）年 1 月から海上テロ、薬物、密航等に係る情報を参加国間のみで電子データベースにて共有する自動情報交換システムが正式運用されており<sup>(111)</sup>、こうした漁業監視パトロールや多国間多目的訓練においても活用されている<sup>(112)</sup>。

他方で、6 か国間の連携・協力については、国際情勢の変化による影響が見られる。令和 5（2023）年 9 月にカナダで開催された第 23 回長官級会合では、ウクライナへの軍事侵攻を続けるロシアと海洋進出を強める中国がともに不参加となった<sup>(113)</sup>。令和 6（2024）年 9 月に東京で開催された第 24 回長官級会合では、中国は参加したものの、ロシアは前年に続いて招待されなかったため、不参加となった<sup>(114)</sup>。令和 7（2025）年 9 月に中国で開催された第 25 回長官級会合において、ロシアは 3 年ぶりの参加となった<sup>(115)</sup>。

(105) 船舶の国籍を示す船籍を、パナマやリベリアなどに便宜的に移している船舶。運航する当事国に船籍を置くよりも、船舶登録税が安いほか、外国人船員の雇用などで人件費を圧縮できる（「便宜置籍船（FOC）」『日本海事新聞』2003.3.14。<<https://www.jmd.co.jp/article.php?no=46532>>）。

(106) 内海雅雄「北西太平洋地域海上警備機関長官級会合の開催について」『Compass』39号, 2001.3, pp.32-33.

(107) 『海上保安レポート 2025』前掲注(30), p.26; 「中国・海南島で海上保安サミット」『日本海事新聞』2006.10.24; 海上保安庁警備救難部環境防災課「北太平洋海上保安フォーラム 多国間多目的訓練の実施について」『海上防災』163号, 2014.10, p.8.

(108) 船舶が国籍を置く国。旗国は公海上の自国船舶に排他的に管轄権を行使でき、公海上の船舶は旗国の管轄権に排他的に服する（永福誠也「旗国主義と安全保障」『ブリーフィング・メモ』2020.12, p.1. 防衛研究所ウェブサイト <<https://www.nids.mod.go.jp/publication/briefing/pdf/2020/202012.pdf>>）。

(109) 秋本 前掲注(63), pp.54, 59.

(110) 『海上保安レポート 2025』前掲注(30), p.26; 海上保安庁警備救難部環境防災課 前掲注(107)

(111) 海洋政策研究財団『海洋白書 2009』2009, p.73. 笹川平和財団ウェブサイト <<https://www.spf.org/opri/global-data/opri/ISBN978-4-88404-228-8.pdf>>

(112) 秋本 前掲注(63), p.59.

(113) 「世界海上保安機関長官級会合：海上保安会合、中露は 100 の国や地域、対話の場 30 日から東京で」『毎日新聞』2023.10.20.

(114) 「相互理解、協力を強化 都内で北太平洋フォーラム」『海上保安新聞』2024.10.25.

(115) 海上保安庁「第 25 回北太平洋海上保安フォーラムサミットへの参加（結果概要）」2025.9.26. <<https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/r7/k250926/k250926.pdf>>

### 3 アジア海上保安機関長官級会合

アジア海上保安機関長官級会合（Hheads of Asian Coast Guard Agencies Meeting: HACGAM）とは、海上保安機関の長官級が一堂に会して、アジアでの海上保安業務に関する地域的な連携強化を図ることを目的とした多国間の枠組みである<sup>(116)</sup>。海上保安庁の提唱により平成16（2004）年から開催されており、現在までに21回、毎年開催国を代えながら長官級会合と実務者会合が実施されている（表5）。現在は、「捜索救助」「海洋環境保全」「海上不法活動の予防・取締り」「人材育成」「情報共有／合同訓練」の5分野で、連携訓練やワークショップの実施等の実践的な連携・協力が推進されている<sup>(117)</sup>。メンバーは、アジア以外のオーストラリアやフランスも含む22か国1地域の海上保安機関（正式メンバー）<sup>(118)</sup>と2の国際機関（アソシエイトメンバー）<sup>(119)</sup>であり、事務局は海上保安庁が務めている<sup>(120)</sup>。

表5 アジア海上保安機関長官級会合の開催実績

回次	年	開催国	回次	年	開催国
第1回	平成16（2004）年6月	日本（東京）	第12回	平成28（2016）年10月	インドネシア
第2回	平成18（2006）年3月	マレーシア	第13回	平成29（2017）年10月	パキスタン
第3回	平成19（2007）年10月	シンガポール	第14回	平成30（2018）年10月	バングラデシュ
第4回	平成20（2008）年10月	フィリピン	第15回	令和元（2019）年10月	スリランカ
第5回	平成21（2009）年7月	インドネシア	第16回	令和2（2020）年	中止
第6回	平成22（2010）年10月	中国	第17回	令和3（2021）年12月	オンライン（ベトナム）
第7回	平成23（2011）年10月	ベトナム	第18回	令和4（2022）年10月	インド
第8回	平成24（2012）年10月	インド	第19回	令和5（2023）年9月	トルコ
第9回	平成25（2013）年10月	タイ	第20回	令和6（2024）年9月	韓国
第10回	平成26（2014）年9月	日本（横浜）	第21回	令和7（2025）年10月	オーストラリア
第11回	平成27（2015）年5月	フィリピン			

（出典）海上保安庁編『海上保安レポート』2005～2025年度版等を基に筆者作成。

<sup>(116)</sup> 『海上保安レポート 2025』前掲注<sup>(30)</sup>, p.27.

<sup>(117)</sup> 「アジア海上保安機関長官級会合」海上保安庁ウェブサイト <<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kokusai/hacgam.html>>

<sup>(118)</sup> 正式メンバーは、オーストラリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中国、フランス、インド、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モルディブ、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、トルコ、ベトナム、ミャンマー、香港（中国）である。直近で開催された第21回会合では、英国、ニュージーランド、パプアニューギニア、東ティモールがオブザーバーとして、イタリアがゲストとして参加している（海上保安庁「第21回アジア海上保安機関長官級会合への参加について（結果概要）」2025.10.22. <[https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/r7/k251022\\_3/k251022\\_3.pdf](https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/r7/k251022_3/k251022_3.pdf)>）。

<sup>(119)</sup> アソシエイトメンバーは、国連薬物・犯罪事務所グローバル海上犯罪プログラム（United Nations Office on Drugs and Crime Global Maritime Crime Programme: UNODC-GMCP）とアジア海賊対策地域協力協定・情報共有センター（Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia Information Sharing Centre: ReCAAP-ISC）である（同上）。国連薬物・犯罪事務所は、薬物、犯罪、国際テロの問題に対処することを目的に、平成9（1997）年に設立された国連の機関であり、そのうち海上犯罪対策に特化した取組がグローバル海上犯罪プログラムである。アジア海賊対策地域協力協定とは、アジアの海賊・海上武装強盗問題に有効に対処するための地域協力を促進するための協定であり、この協定に基づいて情報共有や協力体制構築を行うため、平成18（2006）年にシンガポールに設立された機関が情報共有センターである（『海上保安レポート 2025』前掲注<sup>(30)</sup>, pp.41-42.）。

<sup>(120)</sup> 海上保安庁 前掲注<sup>(118)</sup>

同会合の前身は、平成 12（2000）年 4 月に日本で開催された海賊対策国際会議（Regional Conference on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships）である<sup>(121)</sup>。当時は、マラッカ・シンガポール海峡を始めとするアジア地域で海賊行為が多発していた時期であった<sup>(122)</sup>。平成 11（1999）年 10 月には、日本の海運会社が運航する貨物船が同海峡で海賊にハイジャックされ、日本人 2 名を含む乗組員 17 名が監禁される事件も起こった<sup>(123)</sup>。こうした事件を受けて、同会議では、14 か国 1 地域の間で「アジア海賊対策チャレンジ 2000」が採択され、海賊対策に向けた各国間での情報共有や連携強化について合意が行われた<sup>(124)</sup>。その後、同会議を海上テロ対策など海上セキュリティの維持の効果的な方策を検討する会合に発展させる形で、平成 16（2004）年に初のアジア海上保安機関長官級会合が東京で開催された<sup>(125)</sup>。

#### 4 世界海上保安機関長官級会合

世界海上保安機関長官級会合（Coast Guard Global Summit: CGGS）とは、海上安全やセキュリティ、環境保護活動、人材育成等について地域間及び国家間の協力を促進するため、世界各国の海上保安機関等の代表者が一堂に会する国際的な枠組みである<sup>(126)</sup>。同会合は海上保安庁と日本財団による共催であり<sup>(127)</sup>、海上保安庁が事務局を務めている<sup>(128)</sup>。現在までに 117 の国・地域の海上保安機関と 20 の国際機関が参加している<sup>(129)</sup>。平成 29（2017）年から現在までに長官級会合が 4 回、事前準備のための実務者会合が 3 回開催されている（表 6）。令和 6（2024）年の第 3 回実務者会合までは東京又はオンラインで実施されてきたが、令和 7（2025）年の第 4 回長官級会合はローマで開催された<sup>(130)</sup>。

開催の背景としては、気候変動に伴う自然災害の大規模化やテロ・過激主義の拡大など社会環境の急速な変化が挙げられる。こうした変化を踏まえ、北太平洋海上保安フォーラムやアジア海上保安機関長官級会合など、これまで海上保安庁が推進してきた地域的な協力関係に加え、世界的な協力関係も強化する必要性が認識されるようになったと指摘されている<sup>(131)</sup>。

(121) 岩並・大根 前掲注(21), p.21.

(122) 秋本 前掲注(63), p.54.

(123) いわゆる「アロンドラ・レインボー」号事件である。その後、乗組員は救命ボートで解放され、全員無事に保護された。平成 17（2005）年 3 月には、マラッカ海峡を航行中の日本籍船が海賊にハイジャックされ、日本人 2 名を含む乗組員 3 名が連れ去られる事件、いわゆる「韋駄天」号事件も起こった。その後、乗組員は全員無事に保護された（『海上保安レポート 2025』前掲注(30), p.20.）。

(124) 「アジア海賊対策チャレンジ 2000」日本船主協会ウェブサイト <<https://www.jsanet.or.jp/pirate/text/pi2-2-3.html>>

(125) 秋本 前掲注(63), p.54.

(126) “Objectives.” Coast Guard Global Summit website <<https://cggs.go.jp/about-us/objectives>>

(127) “Co-Founder The Nippon Foundation.” Coast Guard Global Summit website <<https://cggs.go.jp/about-us/nippon-foundation>>

(128) “Secretariat.” Coast Guard Global Summit website <<https://cggs.go.jp/about-us/secretariat>>

(129) “Participants of CGGS.” Coast Guard Global Summit website <<https://cggs.go.jp/about-us/participants-cggs>>

(130) 海上保安庁「過去最大規模の「第 4 回世界海上保安機関長官級会合」に参加！」2025.9.17. <<https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/r7/k250917/k250917.pdf>>

(131) 古谷健太郎「世界海上保安機関長官級会合の開催～世界的な海洋秩序の維持へ向けて～」『Ocean Newsletter』416 号, 2017.12.5. 笹川平和財団ウェブサイト <[https://www.spf.org/opri/newsletter/416\\_2.html](https://www.spf.org/opri/newsletter/416_2.html)>

表6 世界海上保安機関長官級会合及び実務者会合の開催実績

回次	開催年／場所	参加機関	主な議題及び決定事項等
第1回 長官級会合	平成29(2017)年 東京	34 各国 1 地域 38 の海上保安機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「海上の安全及び環境保護」「海上のセキュリティ」「人材育成」について先駆的な取組等を共有</li> <li>○以下の議長総括を決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模海洋汚染や自然災害、海難事故への緊急対応など各地域や各国の先進的な成功事例や経験を共有すること</li> <li>・新たな技術を活用した海上犯罪対策など各地域や各国の先進的な成功事例や経験を共有すること</li> <li>・海上保安機関等の教育及び訓練において各地域や各国の先進的な成功事例や経験を共有すること</li> <li>・人材育成システムの構築や地域間協力及び国際協力の在り方を検討すること</li> <li>・長官級会合の目的や管理規則、会議運営等について議論するための実務者会合を開催すること</li> </ul> </li> </ul>
第1回 実務者会合	平成30(2018)年 東京	58 各国 66 の海上保安機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「情報共有手法の検討」「海上保安国際人材育成」「会合運営ルール策定」のテーマについて議論</li> </ul>
第2回 長官級会合	令和元(2019)年 東京	75 各国 84 の海上保安機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然災害分野、環境保護分野、犯罪・セキュリティ分野における先進的な取組を共有</li> <li>○以下の議長総括を決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・長官級会合の目的や運営方法をまとめた「会合運営ガイドライン」を策定すること</li> <li>・有益情報を共有するためのウェブサイトを創設すること</li> <li>・日本が用意した人材育成のための短期教育プログラムについて歓迎と協力の意思を表明すること</li> </ul> </li> </ul>
第2回 実務者会合	令和3(2021)年 オンライン	88 各国 98 の海上保安機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、1年延期され、初のオンライン開催</li> <li>○「会合運営ガイドライン」「先進的な取組」「海上保安国際人材育成」「情報共有手法」のテーマについて議論</li> </ul>
第3回 長官級会合	令和5(2023)年 東京	86 各国 1 地域 96 の海上保安機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「無人・自動運航船の活用」「感染症対策」「非正規移民への対応」「海賊対策に係る地域協力の強化」について先進的な取組を共有</li> <li>○以下の議長総括を決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン及びハイブリット形式による開催や開催場所の決定方法などの内容を含む形で「会合運営ガイドライン」を改正すること</li> <li>・ウェブサイトの公式運用を開始すること</li> <li>・人材育成のためのオンライン教育プログラムを継続実施すること</li> </ul> </li> </ul>
第3回 実務者会合	令和6(2024)年 オンライン	58 各国 1 地域 67 の海上保安機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第4回世界海上保安機関長官級会合の開催国と内容」「情報共有手法」「会合運営ガイドライン」「海上保安国際人材育成」のテーマについて議論</li> <li>・第4回世界海上保安機関長官級会合の開催地をローマに決定</li> </ul>
第4回 長官級会合	令和7(2025)年 ローマ	98 各国 1 地域 115 の海上保安機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「海上保安機能を活用した海洋状況把握(MDA)の強化」について先進的な取組を共有</li> <li>○以下の議長総括を決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成のためのオンライン教育プログラムの促進、強化を支持すること</li> <li>・MDAの活用事例について理解を深め、各国が連携して海をめぐる課題に取り組む必要性について確認すること</li> </ul> </li> </ul>

(出典) 海上保安庁ウェブサイト等を基に筆者作成。

開催の意義としては、第一に、同会合が世界中の海上保安機関の新たな対話と協力のプラットフォームになったこと、第二に、地球規模の課題に対応するために人材育成が重要であることの共通認識が得られたことが挙げられる。これまで各地域の協力枠組みでは、地域特有の諸課題への対応に加え、有効な取組、ノウハウやベストプラクティスの蓄積などが行われてきたが、近年のグローバル化する課題を解決するためには、世界の海上保安機関が総力を結集する必要がある。同会合により、これまで交流がなかった国や地域と情報交換したり、先駆的な取組を共有したりすることが可能になったとされている。また、グローバル化する課題に海上の最前線に対応するためには、各国海上保安機関の組織基盤の強化やオペレーション能力の向上も不可欠である。同会合により、従来の課題のみならず、変化していく課題にも対応できる人材を育成するため、従来の能力強化の手段を見直すとともに、新たなアプローチを考える重要性について認識を共有することが可能になったとされている<sup>(132)</sup>。

他方で、同会合においても、国際情勢の緊迫化による影響が見られる。第3回及び第4回長官級会合はいずれも、ウクライナが参加、ロシアが不参加となった<sup>(133)</sup>。

## おわりに

このように、日本政府では、FOIP構想を実現するため、海上法執行能力の強化と海上保安機関間の協力が推進されている。海上法執行能力の強化については、MCTの派遣、海上保安政策プログラムの実施、巡視船艇の供与が行われているほか、海上保安機関間の協力については、北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合、世界海上保安機関長官級会合が開催されている。こうした取組により、海上保安庁は、FOIP構想を具現化して世界に広げる活動を先駆的に進めてきたと評価されている<sup>(134)</sup>。

とはいえ、国際情勢の変化が海上保安機関間の関係に暗い影を落とす様子も見られる。例えば、ロシア国境警備局はウクライナ侵攻後、世界海上保安機関長官級会合に参加していない。中国海警局は、フィリピン沿岸警備隊の船舶に放水したり、衝突したりするなど、南シナ海で威圧的な行動を繰り返している<sup>(135)</sup>。ロシア国境警備局と中国海警局は合同演習を通して連携を拡大しているが<sup>(136)</sup>、他方で、中国をけん制するフィリピン沿岸警備隊とベトナム海上警察も共同訓練を通して協力関係を強化している<sup>(137)</sup>。こうした状況も踏まえ、日本、米国、オーストラリア、インドは、日米豪印戦略対話（Quadilateral Security Dialogue: QUAD）の枠組みにおいて、4か国の海上保安官がホスト国の巡視船に同乗する合同訓練を定例化するなど、中

<sup>(132)</sup> 早船文久「世界海上保安機関長官級会合の開催」『運輸政策研究』20(76), 2018, pp.104-105. <[https://www.jttri.or.jp/members/assets/no76\\_topics07.pdf](https://www.jttri.or.jp/members/assets/no76_topics07.pdf)>

<sup>(133)</sup> 「4年ぶり長官会合 最多96機関が結集」『海上保安新聞』2023.11.25; 「世界長官級会合を開催 「グローバルな会合に」」『海上保安新聞』2025.10.5.

<sup>(134)</sup> 奥島 前掲注<sup>(25)</sup>, p.135.

<sup>(135)</sup> 「中国船、比船に連日放水 衝突も 非難の応酬 緊張高まる」『読売新聞』2023.12.12; 「比大型巡視船 複数の損傷 「中国海警局船、故意に衝突」 南シナ海」『産経新聞』2024.9.1.

<sup>(136)</sup> 「中ロ連携、海上警備に拡大 北太平洋で合同演習」『日本経済新聞』2024.9.16.

<sup>(137)</sup> 「比とベトナムの海上警備機関 初の共同訓練 中国けん制狙う」『東京新聞』2024.8.14; 「波乱シーレーン（上）中国「モンスター船」巡回 世界最大級、比は「威嚇」と批判 南シナ海、急速に緊張」『日本経済新聞』2024.8.21.

国の動向も念頭に置いた連携強化を進めている<sup>(138)</sup>。

既述のとおり、海上保安分野の取組は、非軍事に属するがゆえに、国際社会で広く受け入れられてきた経緯がある。しかし、現在では、海上保安分野であっても安全保障上の対立構造が色濃く反映される場合も少なくない。気候変動に伴う自然災害の大規模化やグローバル化に伴う国際的な組織犯罪の増加など、海上保安分野が一層重要性を増す現在、海上保安庁が引き続き主導的な役割を担い、FOIP構想の実現に向けた国際的な取組を推進できるのか、今後の動向に注目したい。

(やまぐち ゆうと)

---

(138) 「海上保安訓練 定例化 日米豪印 首脳会議開幕へ」『毎日新聞』2024.9.22; 「日豪印 米船同乗で巡視 きょうから 対中念頭、西太平洋で」『読売新聞』2025.6.28.